

平成31年度 幼稚園入園・保育所入所案内

〔申込受付期間〕

平成30年11月1日（木）～平成30年11月15日（木）

豊 郷 町

目次

1	幼稚園入園・保育所入所の手続きについて	- 1 -
2	必要書類	- 4 -
3	幼稚園を利用される方へ	- 7 -
4	幼稚園の紹介	- 8 -
5	保育所を利用される方へ	- 10 -
6	保育所利用料徴収金基準額表	- 13 -
7	町内の保育所一覧	- 14 -

添付資料

- ・施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 [幼稚園申込記載例](#)
- ・児童家庭状況届出書 [幼稚園申込記載例](#)
- ・施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 [保育所申込記載例](#)
- ・児童家庭状況届出書 [保育所申込記載例](#)

年齢早見表（平成31年度）

年齢	生年月日
0歳児	平成30年4月2日以降
1歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日
2歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日
3歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日
4歳児	平成26年4月2日～平成27年4月1日
5歳児	平成25年4月2日～平成26年4月1日

問い合わせ先

教育委員会事務局総務課・学校教育課 0749-35-8131

1 幼稚園入園・保育所入所の手続きについて

☆ 4月入園・入所の場合

認定申請・ 施設利用申込	11月	<p>配布場所にて入園案内等を受け取り、必要書類を整え、下記の窓口にてお申し込みください。</p> <p>在園児 現在通園している園</p> <p>幼稚園 教育委員会事務局総務課・学校教育課 豊郷幼稚園</p> <p>保育所等 教育委員会事務局総務課・学校教育課 崇徳保育園、愛里保育園</p> <p>入所申込書等は、正確かつ具体的に記入してください。記載内容が事実と異なり、入所要件を満たさなくなった場合は、退所していただくことになります。</p> <p><u>※ 認定通知は、申請日から30日以内に通知するのが原則ですが、今年度の通知は1月中旬～2月頃となります。</u></p>
-----------------	-----	---

受付期間 平成30年11月1日(木)から平成30年11月15日(木)まで

- ※ 土曜日、日曜日および祝日を除く、8時30分～17時15分
- ※ 書類不備、郵送での受け付けはできません。
- ※ 平成31年4月1日以降、豊郷町に住所を有する児童が対象です。



配布時期 平成30年10月22日(月)からお渡しします。

配布場所 教育委員会事務局総務課・学校教育課、豊郷幼稚園、崇徳保育園、愛里保育園

認定 以下の認定を受け、幼稚園・保育所等を利用することになります。認定期間は、1号認定については最長3年の就学前の期間となりますが、2号・3号認定については、毎年申請書の提出が必要です。

1号認定	(幼稚園)	お子さんが満3歳以上で教育を希望される場合
2号認定	(保育所)	お子さんが満3歳以上の「保育の必要な事由」に該当する家庭で、保育を必要とされる場合
3号認定	(保育所)	お子さんが満3歳未満の「保育の必要な事由」に該当する家庭で、保育を必要とされる場合



保育の必要な事由（保育所入所希望の方のみ）

※ 同居の親族が児童を保育できる場合は、入所の優先度を調整する場合があります。保護者が家庭で保育できない場合、2号・3号認定対象となります。

- ① 1月当たりの就労時間が60時間以上の労働に従事していること
- ② 妊娠中、出産後間もない期間であること
 - ※ 継続児童（前2か月、後6か月）、新規児童（前1か月、後2か月）が利用限度期間
- ③ 疾病に罹患し、または負傷していること
- ④ 精神または身体に障害を有していること
- ⑤ 長期にわたり同居等の親族を常時介護または看護していること
- ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に関する作業に従事していること
- ⑦ 求職活動を継続的に行っていること
- ⑧ 就学していること
- ⑨ 児童に対する虐待、DVのおそれがあること
- ⑩ 育児休業を取得する前に既に就学前の児童を監護し、育児休業中に当該監護する児童の保育を行うことが困難な状況にあること
- ⑪ 前各号に掲げる事由に類すると町長が認める状態にあること



認定審査・ 利用施設の調整	11月～1月	申込書等により、家庭状況等を総合的に判断し、入所児童の認定審査を行います。 保育所の継続入所を希望された場合でも、家庭状況の変化により、入所要件がなくなった場合は退所となります。 書類内容に不備がある場合は、電話確認または訪問調査等実態調査を行う場合がありますので、あらかじめご承知ください。
------------------	--------	--

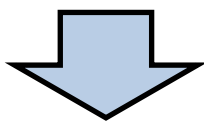


入所決定・認定 証の発送	1月中旬～ 2月	入所の可否については、保護者あてに認定通知および入所の可否の通知を送付します。 <u>それ以前のお問い合わせについては、お答えできません。</u> <u>※ 施設利用については、認定通知があっても施設に空きがない場合は利用できない場合があります。</u>
-----------------	-------------	---

注意 入園・入所決定後に入園・入所を辞退する場合や豊郷町から4月1日までに転出される場合は、教育委員会事務局総務課・学校教育課に必ず申し出てください。
 また、入園・入所月の1日以降に辞退または転出された場合は、登園していなくても月の利用料がかかりますので、ご注意ください。



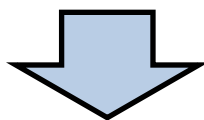
入所説明会等	2～3月	説明会等について、幼稚園・保育所からご案内します。
--------	------	---------------------------



入所	4月	入園式等について、幼稚園・保育所からご案内します。
----	----	---------------------------

☆年度途中入所の場合

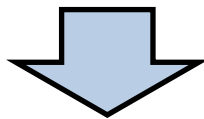
認定申請 施設利用申込	随時	4月入所の場合と同様の提出先となります。入所審査・利用施設の調整に1か月以上要するため、入所を希望される場合は、速やかに必要書類を整え、申込みをしてください。
----------------	----	---



認定審査・ 利用施設の調整	随時	申込書等により、家庭状況等を総合的に判断し、入所児童の選考を行います。 書類内容に不備がある場合は、電話確認または訪問調査等実態調査を行う場合がありますので、あらかじめご承知ください。
------------------	----	---



入所決定・ 認定証の発送	随時	入所の可否については、保護者あてに認定通知および入所の可否の通知を送付します。 <u>※ 施設利用については、認定通知があっても施設に空きがない場合は利用できません。</u>
-----------------	----	--



入所	随時	幼稚園・保育所へご連絡いただき、入所に関する説明を受けてください。
----	----	-----------------------------------

2 必要書類

- ① 幼稚園、保育所入所申込には、下記の書類が必要となります。入園案内の設置場所および申込期間等については、1頁のとおりです。また、平成31年度内に職場復帰される場合は、入所申込をすることができます。
- ② 添付書類については、「保育を必要とする事由」や平成30年1月1日および平成31年1月1日時点での豊郷町の住民登録の有無により異なりますが、世帯単位で必要枚数を揃えてください。
- なお、児童が2名以上の場合は、「保育を必要とする事由」に関する書類（就労証明書等）は父母それぞれ1部ずつでも受け付けます。
- ③ 幼稚園入園希望の場合は①、②のみ提出してください。
- ただし、平成30年1月1日現在、豊郷町に住民登録がなかった場合は、⑭を添付してください。
- 保育所入所希望の場合は、①、②に加えて③～⑭のうち必要に応じて対象の添付書類を提出してください。
- ④ ①、②については児童1名につき1枚記入してください。
- ⑤ 保護者とは「父母」、親族とは「同居の祖父母、父母の兄弟姉妹」を指します。場合により同居（同一世帯）ではないこともあります。

◆必ず提出するもの

チェック	番号	提出書類	摘要
<input type="checkbox"/>	①	施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書 (幼稚園入園・保育所入所申込書)	《保護者記入》 幼稚園、保育所を希望される場合は、必ず提出してください。 <u>児童1名につき1枚必要です。</u>
<input type="checkbox"/>	②	児童家庭状況届出書	《保護者記入》 幼稚園、保育所を希望する場合、必ず提出してください。 <u>児童1名につき1枚必要です。アレルギー等心配なことがある場合、この用紙に記入してください。</u>

◆添付書類

<input type="checkbox"/>	③	就労（予定）証明書	《勤務先で証明》 保育を必要とする事由が、居宅外就労による場合です。保護者のものがが必要です。
<input type="checkbox"/>	④	内職従事証明書	《内職受先で証明》 保育を必要とする事由が、内職による場合です。保護者のものがが必要です。
<input type="checkbox"/>	⑤	自営業従事証明書	《自営中心者の証明》 保育を必要とする事由が、自営業による場合です。保護者のものがが必要です。

<input type="checkbox"/>	⑥	農業従事証明書	<p>《農業従事中心者の証明》</p> <p>保育を必要とする事由が、農業従事の場合です。保護者のものがが必要です。</p>
<input type="checkbox"/>	⑦	母子手帳の写し	<p>保育を必要とする事由が、妊娠出産による場合です。</p> <p>※ 氏名と出産予定日が記載されているページの写しを提出してください。</p>
<input type="checkbox"/>	⑧	在学証明書 (任意様式)	<p>《在学する学校の証明》</p> <p>保育を必要とする事由が、学校教育法または資格取得に係る学校在学による場合に提出してください。</p>
<input type="checkbox"/>	⑨	障害者手帳等の写し	<p>児童・保護者・親族が障害者手帳を所持している場合に提出してください。</p> <p>※ 保育を必要とする事由としての資料および保育園利用料減免算定資料となります。</p>
<input type="checkbox"/>	⑩	診断書	<p>《医療機関の証明》</p> <p>保育を必要とする事由が、疾病の場合に提出してください。</p> <p>保護者のものがが必要です。</p>
<input type="checkbox"/>	⑪	就労予定申立書	<p>保育を必要とする事由が、就職活動中の場合に提出してください。</p> <p>保護者のものがが必要です。</p>
<input type="checkbox"/>	⑫	児童扶養手当証書の写し、 遺族年金証書の写し	<p>ひとり親家庭の場合に提出してください。</p> <p>※ 保育を必要とする事由としての資料および保育園利用料減免算定資料となります。</p> <p>※ 児童扶養手当の認定請求中の場合は、認定請求書の写しまたは離婚事項等が記載された戸籍抄本の写しを添付してください。</p> <p>※ 児童扶養手当が全部支給停止の場合は、支給停止通知書の写しを添付してください。</p>
<input type="checkbox"/>	⑬	保育を必要とする申立書	<p>《民生委員・児童委員の証明》</p> <p>③～⑫以外で保育を必要とする事由がある場合に提出してください。</p> <p>保護者のものがが必要です。</p> <p>※ 親族の介護の場合は、介護保険証の写しを添付してください。</p>
<input type="checkbox"/>	⑭	利用料算定に必要な書類	<p>課税証明書（転入、父または母が町外で別居している場合）。保護者のものがが必要です。</p> <p>※ 同居の祖父母のものが必要な場合があります。</p> <p>※ 利用料算定資料として、他に資料を求める場合があります。</p>

幼稚園

幼稚園の1日

- 開園時間 8:45
8:45 ~ 9:15 順次登園
9:15 ~ 12:00 身支度・健康観察・年齢や季節に応じた活動
12:00 ~ 13:00 給食準備・給食・後始末
13:00 ~ 13:30 好きな遊び
13:30 ~ 14:00 降園準備・帰りの会
14:00 ~ 順次降園
※ 月に1回程度 13:00降園あり

3 幼稚園を利用される方へ

- 幼稚園とは
幼稚園は、義務教育およびその他の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設です。
- 標準教育時間
4時間（幼稚園教育要領による）
※ ただし、3歳児の保育時間については、状況に応じて弾力的な降園時間となります。
- 登園・降園
幼稚園バスにて登園、降園を行います（家庭の事情により、保護者での送迎可）。
- 入園資格
豊郷町に居住している満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児です。
- 学期制
1学期 4月1日～7月31日
2学期 8月1日～12月31日
3学期 1月1日～3月31日
- 休業日
※ 祝日（法律に規定する休日）・土曜日・日曜日
※ 振替休日（土・日曜日に行事を開催したときの振替）
※ その他の休日（台風、伝染病等が発生した場合）
※ 学年始休業日 4月1日～4月8日
※ 夏季休業日 7月21日～8月27日
※ 冬季休業日 12月24日～1月6日
※ 学年末休業日 3月25日～3月31日
- 通園区域
豊郷小学校区、日栄小学校区にお住まいの幼児が対象です。
- 幼稚園使用料（※豊郷幼稚園の場合。以下「使用料」といいます。）
※ 使用料は、原則として児童の属する世帯の扶養義務者（児童の直系血族（父・母））のほか、家計の主宰者等の課税状況により決定されます。
※ 使用料は、市町村民税額をもとに毎年決定されることになり、切替時期は9月になります（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市区町村民税額により決定）。前年度の収入の変動に伴い、階層区分に変更が生じた場合は、9月から新しい使用料となります。
なお、使用料の決定後、申告等の事由により変更が生じた場合は、使用料の変更を行いますので、教育委員会事務局総務課・学校教育課までご連絡ください。
- ◇ 支払方法
※ 使用料の支払いは、原則、金融機関・コンビニエンスストア等にて支払っていただきますが、口座振替にて支払うことも可能です。入所決定後、口座振替依頼書の提出により口座情報を登録します。書類提出の翌月から振替口座の登録を行います。

振替日は、毎月月末です。ただし、月末が土・日・祝日の場合は、翌営業日となります。

○ 使用料月額

平成31年度の幼稚園使用料は、下記のとおりとなる予定です。

ただし、国の予算編成過程において新たに金額が示された場合は、変更となる場合があります。

階層区分	定 義		使用料月額
第1階層	生活保護世帯		0円
第2階層	当該年度の4月分から8月分までは前年度分の、9月分から3月分までは当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 (市町村民税均等割のみ課税世帯を含む。)	3,000円
第3階層		市町村民税所得割額課税額77,100円以下	6,500円
第4階層		市町村民税所得割額課税額211,200円以下	6,500円
第5階層		市町村民税所得割額課税額211,201円以上	6,500円

※ ひとり親家庭等で、第2階層に該当する世帯は、使用料は無料となり、所得割課税額が77,100円以下の世帯は、第1子が半額、第2子以降については無料となります。

※ 小学校3年生以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記額の半額、3人目以降については無料となります。

※ 上記の規定にかかわらず、所得割課税額が77,100円以下の世帯は、最年長の子どもから順に2人目は上記額の半額、3人目以降については無料となります。

※ 所得割課税額が77,101円以上97,000円未満の世帯は、幼稚園を利用している子どもが第3子以降の場合は、無料となります。

※ 第2階層に該当する世帯は、第2子以降について無料となります。

○ 給食費

月額3,500円（3歳児 9か月分、4・5歳児 10か月分）

○ 使用料および給食費以外の実費徴収

※ P T A会費 月額 300円 ※教材費 月額 400円

※ バス遠足積立金 月額 2,000円（4月～8月） ※アルバム代 月額 300円

※ 体操服（上：1,340円 下：1,030円） ※ スモック（遊び着） 1,730円

※ 帽子 850円

★ 平成30年度の徴収金額ですので、平成31年度は変更がある場合があります。

4 幼稚園の紹介

豊郷幼稚園

所在地 〒529-1169 滋賀県犬上郡豊郷町大字石畑545番地

連絡先 TEL:0749-35-8132 FAX:0749-35-0580

定数 170人（5歳児 60人、4歳児 60人、3歳児 50人）

制服 体操服上下、スモック

保 育 所

保育所の1日

愛里保育園

乳児、1・2歳児

7:30 早朝保育

8:30 登園、健康観察

9:00 遊び

11:20 給食

12:30 お昼寝

15:00 おやつ

16:30 降園

18:30 延長保育（終了）

幼児（3歳以上）

7:30 早朝保育

8:30 登園、健康観察

9:00 自主的・主体的活動

11:30 給食

12:30 あそび（3歳児お昼寝）

15:00 おやつ

16:30 降園

18:30 延長保育（終了）

崇徳保育園

乳児、1・2歳児

7:00 早朝保育

8:30 登園、健康観察

9:00 遊び

11:00 給食

12:30 お昼寝

15:00 おやつ

16:30 降園

19:00 延長保育（終了）

幼児（3歳以上）

7:00 早朝保育

8:30 登園、健康観察

9:00 自主的・主体的活動

11:30 給食

12:30 あそび（3歳児お昼寝）

15:00 おやつ

16:30 降園

19:00 延長保育（終了）

5 保育所を利用される方へ

○ 保育所とは

保育を必要とする乳児または幼児を保育することを目的とした施設です（児童福祉法第39条）。また、保育所における環境を通して、養護および教育を一体的に行うことを特性としています。

○ ならし保育について

保育所に新規に入所した際は、児童の生活環境が大きく変化するため、入所当初は短時間での保育等を実施し、環境に慣れていただく期間を設けています。そのため、当初は、早い時間でのお迎えをお願いしていますので、職場等の調整をお願いします。ならし保育の期間は、児童の状態や園により異なりますが、入所後1週間から15日程度となります。職場等の都合により、ならし保育の実施が難しい場合は、事前に各保育所へご相談ください。

○ 住所・家族構成・就労先等の変更について

- ※ 児童と保護者（申込者）は、豊郷町に住所を有することが必要です（転入見込可）。
- ※ 入所申込をされたときの状況に変化が生じた場合は、速やかに保育所または教育委員会事務局総務課・学校教育課までお申し出ください。必要に応じ、変更届、証明書等の提出をお願いすることがあります。

例1) 就労予定で入所された場合→就労先決定後、就労証明書の提出が必要です。

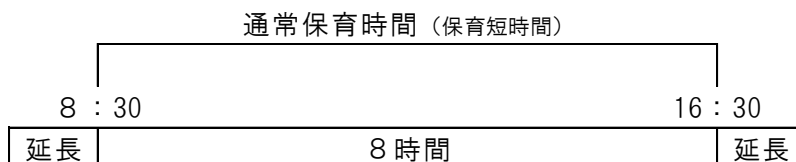
例2) 豊郷町内に住所を有しなくなった場合は、属する月の末日において、退所届が必要です。継続して同一保育所に入所を希望される場合は、新たな住所地での手続きが必要となります。

○ 保育時間、休園日について

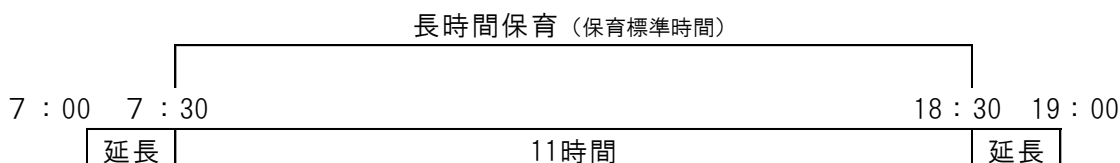
- ※ 通常保育時間（保育短時間）とは、8時間の範囲内の保育時間です。8：30～16：30
- ※ 長時間保育（保育標準時間）とは、11時間の範囲内の保育時間です。7：30～18：30
- ※ 延長保育時間とは、通常保育時間（保育短時間）もしくは長時間保育（保育標準時間）を超えて保育する時間です。

例)

通常保育（保育短時間）の場合



長時間保育（保育標準時間）の場合



利用できる時間は、保育所によって異なりますので、保育所一覧をご覧ください、延長保育を希望される場合は、各保育所へご相談ください。

○ 休園日

日曜日、国民の祝日、休日および年末年始（12／29～1／3）としています。また、台風等により特別警報または警報が発令された場合や伝染病等が発生した場合は、自宅待機または登園自粛とすることがあります。

○ 保育所利用料について（※町内認可保育所の場合。以下「利用料」といいます。）

※ 保育にかかる経費は、保護者・国・県・町の4者で負担することになります。そのうち、保護者の負担額は、利用料として町に納付していただきます。

※ 利用料は、原則として児童の属する世帯の扶養義務者（児童の直系血族（父・母））のほか、家計の主宰者等の課税状況により決定されます。

※ 利用料は、市町村民税額をもとに毎年決定されることになり、切替時期は9月になります（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定）。前年度の収入の変動に伴い、階層区分に変更が生じた場合は、9月から新しい利用料となります。

なお、利用料の決定後、申告等の事由により変更が生じた場合は、利用料の変更を行いますので、教育委員会事務局総務課・学校教育課までご連絡ください。

※ 未申告または課税証明書の提出がない場合は、利用料の算定ができないため、各年齢階層の最高金額を利用料にすることになります。

○ 利用料以外の実費徴収（平成30年度の徴収金額ですので、平成31年度は変更がある場合があります。）

【愛里保育園】

※ 保護者会費 2,000円／年

※ 遠足代 大人4,000円 子ども3,000円程度（行き先により変動あり）

※ 体操服 上 2,300円～2,500円 下 1,930円～2,180円（サイズにより変動あり）

※ ぞうり代 1,250円＋送料（幼児のみ。夏期）

※ 新学期用品 園あて確認願います。

※ 帽子代 850円

※ 制服（スモック） 1,550円

【崇徳保育園】

※ 保護者会費 100円／月（年間分を一括して支払うことも可）

※ 帽子代 850円～1,080円

※ 卒園アルバム代 500円／月（年間分を一括して支払うことも可）

○ 愛里保育園は17：45以降、崇徳保育園は18：30以降におやつ代として1回につき50円を徴収します。

◇ 減免

※ 家庭の事情により、1日も登園しなかった場合であっても、当該月の1日時点に入所児童であれば1か月分の利用料を納付する必要があります。なお、20日以上登園しなかった場合は、教育委員会事務局総務課・学校教育課までご連絡ください。

※ 同一世帯で、第2子および第3子が保育所に通園しているときは、第2子の利用料が半額、第3子以降の利用料が無料となります。

◇ 支払方法

※ 利用料の支払いは、金融機関・コンビニエンスストア等にて支払っていただきますが、口座振替にて支払うことも可能です。入所決定後、口座振替依頼書の提出により

口座情報を登録します。書類提出の翌月から振替口座の登録を行います。振替日は、毎月月末です。ただし、月末が土・日・祝日の場合は、翌営業日となります。

※ なお、利用料を滞納した場合は、退所していただくことがあります（退所されても、滞納分の利用料の支払いは必要です。）。

6 保育所利用料徴収金基準額表

平成31年度の保育所利用料は、下記のとおりとなる予定です。

ただし、国の予算編成過程において新たに金額が示された場合は、変更となる場合があります。

(年齢基準日：4月1日)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）						
		単位：円						
階層区分	定義	3歳児未満		3歳児		4歳以上児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	
第2階層	第1階層を除き、市町村民税所得割非課税世帯	市町村民税非課税世帯	5,000 (0)	5,000 (0)	4,000 (0)	4,000 (0)	4,000 (0)	4,000 (0)
第3階層		市町村民税均等割のみ	12,000 (5,500)	11,800 (5,400)	10,000 (4,500)	9,800 (4,400)	10,000 (4,500)	9,800 (4,400)
第4階層	第1階層から第3階層までを除き、当該年度の4月から8月分までの保育料の算定に当たっては、前年度分の市町村民税所得割額、当該年度9月分から3月分までの保育料に当たっては、当該年度分の市町村民税所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 24,300円未満	16,000 (7,000)	15,800 (6,900)	13,000 (5,500)	12,800 (5,400)	13,000 (5,500)	12,800 (5,400)
第5階層		24,300円以上 48,600円未満	19,000 (8,500)	18,700 (8,350)	16,000 (6,000)	15,700 (6,000)	16,000 (6,000)	15,700 (6,000)
第6階層		48,600円以上 60,700円未満	21,000 (9,000)	20,700 (9,000)	18,000 (6,000)	17,700 (6,000)	18,000 (6,000)	17,700 (6,000)
第7階層		60,700円以上 72,800円未満	23,000 (9,000)	22,600 (9,000)	20,000 (6,000)	19,600 (6,000)	20,000 (6,000)	19,600 (6,000)
第8階層		72,800円以上 77,101円未満	26,000 (9,000)	25,600 (9,000)	23,000 (6,000)	22,600 (6,000)	23,000 (6,000)	22,600 (6,000)
		77,101円以上 84,900円未満	26,000	25,600	23,000	22,600	23,000	22,600
第9階層		84,900円以上 97,000円未満	29,000	28,600	26,000	25,600	25,000	24,600
第10階層		97,000円以上 133,000円未満	36,000	35,500	28,000	27,500	27,000	26,500
第11階層		133,000円以上 169,000円未満	43,000	42,500	30,000	29,500	29,000	28,500
第12階層		169,000円以上 235,000円未満	50,000	49,400	32,000	31,400	30,000	29,400
第13階層		235,000円以上 301,000円未満	57,000	56,400	34,000	33,400	31,000	30,400
第14階層		301,000円以上 397,000円未満	64,000	63,000	36,000	35,000	32,000	31,000
第15階層		397,000円以上	71,000	69,800	38,000	36,800	33,000	31,800

※ ひとり親家庭等については、かっこ書きの金額となります。

※ 所得割課税額が57,700円未満の場合、多子計算に関する年齢制限はありません。

※ ひとり親家庭等で、所得割課税額が77,101円未満の場合は、第2子以降が無料となります。

※ 所得割課税額が57,700円以上97,000円未満の世帯は、保育園を利用している子どもが第3子以降の場合は、無料となります。

※ 第2階層の第2子以降は0円となります。

7 町内の保育所一覧

施設名	公立 私立	所在地 電話番号	定員	受入体制	曜日	保育時間	
						通常	長時間 延長
崇徳保育園	私立	三ツ池45番地 0749-35-3770	80人	4か月から	月～金	8:30～ 16:30	7:00～ 19:00
					土	8:30～ 16:30	7:00～ 19:00
愛里保育園	公立	吉田1454番地 0749-35-3600	75人	離乳食終了後	月～金	8:30～ 16:30	7:30～ 18:30
					土	8:30～ 12:00	8:00～ 12:00